



福岡医発第 1110 号 (地)
平成 30 年 7 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 1) (その 2)

今般、平成 30 年 7 月豪雨に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いが、厚生労働省保険局医療課より示された旨、日本医師会より連絡がありました。

今回の取扱いは、対象者の要件に該当する患者さんについて、平成 30 年 10 月末までの診療、調剤及び訪問看護に係る一部負担金等支払いを猶予するものであります。

医療機関においては、一部負担金等支払い猶予の対象者が受診された場合には、被保険者証等により、住所が災害救助法の適用市町村の区域であることを確認するとともに、申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録する必要があります。ただし、被保険者証等が提示できない場合には、①被用者保険の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先、②国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者については氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）を診療録等に記録しておく必要があります。

その上で、一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めた 10 割を審査支払機関等へ請求することとなります。なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）については、標準負担額の支払いを受ける必要があることとされております。請求の具体的な手続きにつきましては、添付資料 1 の中に

ある平成 25 年 1 月 24 日付「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別紙）の別添に準じることとされております。

現在、一部負担金等の支払い猶予は、添付資料 1 の別紙 1、別紙 2 のとおりですが、今後、対象となる健康保険組合等については、更新していく予定とされております。

つきまして、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 周知にあたっては、医療機関・薬局向けリーフレットである添付資料 2「医療機関・薬局の方々へ」及び被災地域ごと（岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・愛媛県・高知県の各府県）のリーフレットである添付資料 3「平成 30 年 7 月豪雨の被災者の皆様へ」がありますので適宜ご活用ください。
- 2) 平成 30 年 7 月 13 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡にて、一部負担金等の支払猶予の対象となる市町村や健康保険組合等及び被災地域ごとのリーフレットが更新されましたので、添付資料 1～3 につきまして、本通知添付は更新されたもののみ添付いたします。
- 3) 本県と島根県につきまして、被災地域ごとのリーフレットが届き次第、ご連絡いたします。

<添付資料>

1. 平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
（平 30.7.12 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
2. 医療機関・薬局の方々へ
（平 30.7.12 リーフレット 厚生労働省）
3. 平成 30 年 7 月豪雨の被災者の皆様へ
（平 30.7.12 リーフレット 厚生労働省）

(保 103) F
平成 30 年 7 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

今般、平成 30 年 7 月豪雨に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いが、厚生労働省保険局医療課より示されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

今回の取扱いは、対象者の要件に該当する患者さんについて、平成 30 年 10 月末までの診療、調剤及び訪問看護に係る一部負担金等支払いを猶予するものであります。

医療機関においては、一部負担金等支払い猶予の対象者が受診された場合には、被保険者証等により、住所が災害救助法の適用市町村の区域であることを確認するとともに、申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録する必要があります。ただし、被保険者証等が提示できない場合には、①被用者保険の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先、②国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者については氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）を診療録等に記録しておく必要があります。

その上で、一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めた 10 割を審査支払機関等へ請求することとなります。なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）については、標準負担額の支払いを受ける必要があることとされております。請求の具体的な手続きにつきましては、添付資料 1 の別添である平成 25 年 1 月 24 日付「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」に準じることとされております。

現在、一部負担金等の支払い猶予は、添付資料 1 の別紙 1、別紙 2 のとおりであります。今後、対象となる健康保険組合等については、更新していく予定とされております。

なお、周知に当たっては、医療機関・薬局向けリーフレットである添付資料 2「医療機関・薬局の方々へ」及び岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・愛媛県・高知県の各府県におかれましては被災地域ごとのリーフレットである添付資料 3「平成 30 年 7 月豪雨の被災者の皆様へ」がございます。これらにつきましては、文書管理システム又は日医メンバーズルームから印刷できますので適宜ご活用ください。

以上につきまして、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(保 106) F
平成 30 年 7 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 2）

平成 30 年 7 月豪雨に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、平成 30 年 7 月 13 日付（保 103）「平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、一部負担金等の支払猶予の対象となる市町村や健康保険組合等が添付資料 1 の別紙 1、別紙 2 のとおり更新されましたのでご連絡申し上げます。

また、添付資料 3 の被災地域ごとのリーフレットにつきましてもあわせて更新されましたのでご参照ください。

なお、福岡県と島根県につきましてはリーフレットが届き次第、文書管理システム及び日医メンバーズルームに追って掲載いたしますのでご確認いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 2）
（平 30. 7. 13 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
2. 医療機関・薬局の方々へ
（平 30. 7. 12 リーフレット 厚生労働省）
3. 平成 30 年 7 月豪雨の被災者の皆様へ
（平 30. 7. 13 リーフレット 厚生労働省）

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 13 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 2)

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いいたします。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

(平成 30 年 7 月 12 日付け事務連絡から、別紙 1、別紙 2 及び参考資料を更新)

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村の被保険者であって、別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条の被保険者(市町村国保の被保険者)、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者又は平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者若しくは被扶養者(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)若しくは国民健康保険法第19条の被保険者(国民健康保険組合の被保険者)であって、別紙2に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成30年10月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療広域連合）

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	岐阜県	高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11		下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21		加茂郡川辺町
22	京都府	宮津市
23		与謝郡伊根町

24	兵庫県	豊岡市
25		篠山市
26		朝来市
27		宍粟市
28		赤穂郡上郡町
29		美方郡香美町
30		姫路市
31		西脇市
32		丹波市
33		多可郡多可町
34		佐用郡佐用町
35		養父市
36		たつの市
37		神崎郡市川町
38		神崎郡神河町
39	鳥取県	鳥取市
40		八頭郡若桜町
41		八頭郡智頭町
42		八頭郡八頭町
43		東伯郡三朝町
44		西伯郡南部町
45		西伯郡伯耆町
46		日野郡日南町
47		日野郡日野町
48		日野郡江府町
49	島根県	江津市
50	岡山県	岡山市
51		倉敷市

52		玉野市
53		笠岡市
54		井原市
55		総社市
56		高梁市
57		新見市
58		瀬戸内市
59		赤磐市
60		真庭市
61		浅口市
62		都窪郡早島町
63		浅口郡里庄町
64		苫田郡鏡野町
65		英田郡西粟倉村
66		加賀郡吉備中央町
67		小田郡矢掛町
68	広島県	広島市
69		呉市
70		竹原市
71		三原市
72		尾道市
73		福山市
74		府中市
75		東広島市
76		江田島市
77		安芸郡府中町
78		安芸郡海田町
79		安芸郡熊野町

80		安芸郡坂町
81	愛媛県	今治市
82		宇和島市
83		大洲市
84		西予市
85		北宇和郡松野町
86		北宇和郡鬼北町
87	高知県	安芸市
88		香南市
89		長岡郡本山町
90		宿毛市
91		土佐清水市
92		幡多郡三原村
93		幡多郡大月町

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	岐阜県後期高齢者医療広域連合
2	京都府後期高齢者医療広域連合
3	兵庫県後期高齢者医療広域連合
4	鳥取県後期高齢者医療広域連合
5	島根県後期高齢者医療広域連合
6	岡山県後期高齢者医療広域連合
7	広島県後期高齢者医療広域連合
8	愛媛県後期高齢者医療広域連合
9	高知県後期高齢者医療広域連合
10	福岡県後期高齢者医療広域連合

別紙２（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予を行うと回答

① 災害救助法適用市町村に所在する健康保険組合

	健保組合名	所在地
1	K Y B 健康保険組合	可児市
2	青山商事健康保険組合	福山市
3	イズミグループ健康保険組合	広島市
4	ウラベ健康保険組合	広島市
5	岐阜繊維健康保険組合	岐阜市
6	倉敷中央病院健康保険組合	倉敷市
7	倉紡健康保険組合	倉敷市
8	十六銀行健康保険組合	岐阜市
9	中国銀行健康保険組合	岡山市
10	中国新聞健康保険組合	広島市
11	西川ゴム工業健康保険組合	広島市
12	広島ガス電鉄健康保険組合	広島市
13	広島銀行健康保険組合	広島市
14	広島東友健康保険組合	広島市
15	ベネッセグループ健康保険組合	岡山市

② 上記以外の健康保険組合

	健保組合名	所在地
1	A D E K A 健康保険組合	東京都
2	A N A グループ健康保険組合	東京都
3	a z b i l グループ健康保険組合	東京都
4	C&R グループ健康保険組合	東京都
5	GWA 健康保険組合	東京都
6	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
7	KOA 健康保険組合	長野県
8	M S D 健康保険組合	東京都
9	N I P P O 健康保険組合	東京都
10	NOK 健康保険組合	東京都
11	NTN 健康保険組合	大阪府
12	SG ホールディングスグループ健康保険組合	京都府
13	TCS グループ健康保険組合	東京都
14	TOTO 健康保険組合	福岡県
15	TSI ホールディングス健康保険組合	東京都
16	USEN-NEXT GROUP 健康保険組合	大阪府
17	YG 健康保険組合	東京都
18	アイシン健康保険組合	愛知県
19	愛知銀行健康保険組合	愛知県
20	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県
21	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
22	あおみ建設健康保険組合	東京都
23	青森銀行健康保険組合	青森県
24	アコム健康保険組合	東京都
25	旭化成健康保険組合	宮崎県
26	朝日生命健康保険組合	東京都

27	アステラス健康保険組合	東京都
28	アンリツ健康保険組合	神奈川県
29	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府
30	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
31	出光興産健康保険組合	千葉県
32	伊藤忠健康保険組合	大阪府
33	イマジカ健康保険組合	東京都
34	伊予鉄道健康保険組合	愛媛県
35	岩手銀行健康保険組合	岩手県
36	エア・ウォーター健康保険組合	北海道
37	永大産業健康保険組合	大阪府
38	エイベックス・グループ健康保険組合	東京都
39	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
40	エーザイ健康保険組合	東京都
41	荏原健康保険組合	東京都
42	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
43	大分銀行健康保険組合	大分県
44	大垣共立銀行健康保険組合	岐阜県
45	大阪織物商健康保険組合	大阪府
46	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府
47	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
48	大阪港湾健康保険組合	大阪府
49	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
50	大阪鉄商健康保険組合	大阪府
51	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
52	大阪府建築健康保険組合	大阪府
53	大阪府石油健康保険組合	大阪府
54	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府

55	大阪府農協健康保険組合	大阪府
56	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
57	大阪薬業健康保険組合	大阪府
58	大沢健康保険組合	東京都
59	沖電気工業健康保険組合	東京都
60	海空運健康保険組合	東京都
61	科学技術健康保険組合	埼玉県
62	鹿児島県信用金庫健康保険組合	鹿児島県
63	学研健康保険組合	東京都
64	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
65	神奈川県電子電気機器健康保険組合	神奈川県
66	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
67	カネカ健康保険組合	大阪府
68	兼松連合健康保険組合	大阪府
69	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府
70	関東百貨店健康保険組合	東京都
71	キクチ健康保険組合	愛知県
72	キタムラ健康保険組合	高知県
73	キッコーマン健康保険組合	千葉県
74	キヤノン健康保険組合	東京都
75	九州電力健康保険組合	福岡県
76	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
77	京都信用金庫健康保険組合	京都府
78	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
79	極東開発健康保険組合	兵庫県
80	麒麟ビール健康保険組合	東京都
81	近畿車輛健康保険組合	大阪府
82	近畿しんきん健康保険組合	京都府

83	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
84	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都
85	クラレ健康保険組合	大阪府
86	栗田健康保険組合	東京都
87	くろがね健康保険組合	大阪府
88	黒田精工健康保険組合	神奈川県
89	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
90	京成電鉄健康保険組合	東京都
91	京阪グループ健康保険組合	大阪府
92	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合	愛知県
93	公庫関係健康保険組合	東京都
94	甲信越しんきん健康保険組合	長野県
95	合同製鐵健康保険組合	大阪府
96	鴻池健康保険組合	大阪府
97	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県
98	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
99	神戸電鉄健康保険組合	兵庫県
100	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
101	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県
102	小松製作所健康保険組合	東京都
103	五洋建設健康保険組合	東京都
104	コロナ健康保険組合	新潟県
105	サーラグループ健康保険組合	愛知県
106	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
107	サカイ健康保険組合	福井県
108	サクサ健康保険組合	神奈川県
109	酒フーズ健康保険組合	東京都
110	サザビーリーグ健康保険組合	東京都

111	佐藤工業健康保険組合	東京都
112	サノヤス健康保険組合	大阪府
113	三機工業健康保険組合	東京都
114	産経健康保険組合	東京都
115	サンデン健康保険組合	群馬県
116	三陽商会健康保険組合	東京都
117	サンリオ健康保険組合	東京都
118	シーイーシー健康保険組合	東京都
119	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
120	J X T Gグループ健康保険組合	神奈川県
121	滋賀県農協健康保険組合	滋賀県
122	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
123	静岡県自動車販売健康保険組合	静岡県
124	静岡県信用金庫健康保険組合	静岡県
125	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
126	静岡県中部機械工業健康保険組合	静岡県
127	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
128	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
129	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県
130	静岡鉄道健康保険組合	静岡県
131	資生堂健康保険組合	東京都
132	七十七銀行健康保険組合	宮城県
133	澁澤健康保険組合	東京都
134	清水銀行健康保険組合	静岡県
135	シミックグループ健康保険組合	東京都
136	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
137	商船三井健康保険組合	東京都
138	昭和シェル健康保険組合	東京都

139	昭和電工健康保険組合	東京都
140	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合	東京都
141	シンフォニアテクノロジー健康保険組合	三重県
142	すかいらくグループ健康保険組合	東京都
143	鈴屋健康保険組合	東京都
144	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
145	住友大阪セメント健康保険組合	東京都
146	住友共同電力健康保険組合	愛媛県
147	住友倉庫健康保険組合	大阪府
148	スリーエムジャパン健康保険組合	神奈川県
149	セイコー健康保険組合	東京都
150	製紙工業健康保険組合	静岡県
151	生長会健康保険組合	大阪府
152	西武健康保険組合	埼玉県
153	聖隷健康保険組合	静岡県
154	セーレン健康保険組合	福井県
155	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
156	セメント商工健康保険組合	東京都
157	ゼロ健康保険組合	神奈川県
158	センコー健康保険組合	宮崎県
159	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
160	全国硝子業健康保険組合	東京都
161	全国商品取引業健康保険組合	東京都
162	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
163	全国設計事務所健康保険組合	東京都
164	全日本空輸健康保険組合	東京都
165	全農健康保険組合	東京都
166	総合警備保障健康保険組合	東京都

167	双日健康保険組合	東京都
168	ソトー健康保険組合	愛知県
169	ソニー健康保険組合	東京都
170	第一三共グループ健康保険組合	東京都
171	ダイエー健康保険組合	東京都
172	ダイキン工業健康保険組合	大阪府
173	大正製薬健康保険組合	東京都
174	ダイセル健康保険組合	大阪府
175	大東建託健康保険組合	東京都
176	大同生命健康保険組合	大阪府
177	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県
178	大同メタル健康保険組合	愛知県
179	ダイドーリミテッド健康保険組合	東京都
180	大日本塗料健康保険組合	大阪府
181	大日本明治製糖健康保険組合	東京都
182	太平電業健康保険組合	東京都
183	太陽誘電健康保険組合	群馬県
184	高島屋健康保険組合	大阪府
185	多木健康保険組合	兵庫県
186	チノン健康保険組合	長野県
187	千葉県自動車販売整備健康保険組合	千葉県
188	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	東京都
189	朝信健康保険組合	東京都
190	通信機器産業健康保険組合	東京都
191	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
192	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
193	デパート健康保険組合	東京都
194	電源開発健康保険組合	東京都

195	電興健康保険組合	東京都
196	デンソー健康保険組合	愛知県
197	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
198	東京機器健康保険組合	東京都
199	東京港運健康保険組合	東京都
200	東京電子機械工業健康保険組合	東京都
201	東ソー関連健康保険組合	東京都
202	東プレ健康保険組合	神奈川県
203	東洋水産健康保険組合	東京都
204	東洋製罐健康保険組合	東京都
205	トータルビューティー健康保険組合	京都府
206	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
207	トッパングループ健康保険組合	東京都
208	トピー健康保険組合	東京都
209	富山県自動車販売店健康保険組合	富山県
210	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
211	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
212	トヨタ車体健康保険組合	愛知県
213	トヨタ販売連合健康保険組合	愛知県
214	トヨタ紡織健康保険組合	愛知県
215	ナイスグループ健康保険組合	神奈川県
216	長瀬産業健康保険組合	大阪府
217	長野県機械金属健康保険組合	長野県
218	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県
219	長野県農業協同組合健康保険組合	長野県
220	名古屋文具紙製品健康保険組合	愛知県
221	西日本シティ銀行健康保険組合	福岡県
222	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府

223	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
224	日研グループ健康保険組合	東京都
225	日工健康保険組合	兵庫県
226	日産自動車健康保険組合	神奈川県
227	日生協健康保険組合	東京都
228	日東電工健康保険組合	大阪府
229	日本合成化学健康保険組合	大阪府
230	日本金型工業健康保険組合	東京都
231	日本原子力発電健康保険組合	東京都
232	日本航空健康保険組合	東京都
233	日本情報機器健康保険組合	東京都
234	日本道路健康保険組合	東京都
235	日本ハム健康保険組合	大阪府
236	ニヤクコーポレーション健康保険組合	東京都
237	農林中央金庫健康保険組合	東京都
238	野村健康保険組合	大阪府
239	パイロット健康保険組合	東京都
240	長谷工健康保険組合	東京都
241	パッケージ工業健康保険組合	東京都
242	パナソニック健康保険組合	大阪府
243	パレット健康保険組合	東京都
244	バンドー化学健康保険組合	兵庫県
245	東日本電線工業健康保険組合	東京都
246	ひかり健康保険組合	東京都
247	兵庫県建築健康保険組合	兵庫県
248	ファイザー健康保険組合	東京都
249	フィデア健康保険組合	山形県
250	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都

251	福井村田製作所健康保険組合	福井県
252	フジクラ健康保険組合	東京都
253	不二越健康保険組合	富山県
254	富士車輛健康保険組合	滋賀県
255	富士電機健康保険組合	東京都
256	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
257	不二家健康保険組合	東京都
258	ブラザー健康保険組合	愛知県
259	フランスベッドグループ健康保険組合	東京都
260	古河健康保険組合	東京都
261	プレス工業健康保険組合	神奈川県
262	ベンチャーバンク健康保険組合	東京都
263	北海道医療健康保険組合	北海道
264	北海道新聞社健康保険組合	北海道
265	ホトニクス・グループ健康保険組合	静岡県
266	ホンダ健康保険組合	東京都
267	マーレ健康保険組合	埼玉県
268	マイクロソフト健康保険組合	東京都
269	前田道路健康保険組合	東京都
270	マキタ健康保険組合	愛知県
271	マクニカ健康保険組合	神奈川県
272	マルハニチロ健康保険組合	東京都
273	丸紅連合健康保険組合	大阪府
274	三浦グループ健康保険組合	愛媛県
275	三重県自動車販売健康保険組合	三重県
276	三重県農協健康保険組合	三重県
277	ミサワホーム健康保険組合	東京都
278	三井E & S 健康保険組合	千葉県

279	三井化学健康保険組合	東京都
280	三井住友海上健康保険組合	東京都
281	三井住友銀行健康保険組合	東京都
282	三井住友トラスト・グループ健康保険組合	東京都
283	三井倉庫ホールディングス健康保険組合	東京都
284	三井物産健康保険組合	東京都
285	三菱 UFJ 銀行健康保険組合	東京都
286	三菱自動車健康保険組合	東京都
287	三菱重工健康保険組合	東京都
288	三菱商事健康保険組合	東京都
289	ミネベアミツミ健康保険組合	長野県
290	宮崎銀行健康保険組合	宮崎県
291	みらかグループ健康保険組合	東京都
292	民間放送健康保険組合	東京都
293	村田製作所健康保険組合	京都府
294	明治グループ健康保険組合	東京都
295	メットライフ健康保険組合	東京都
296	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県
297	森永健康保険組合	東京都
298	ヤクルト健康保険組合	東京都
299	安川電機健康保険組合	福岡県
300	安田日本興亜健康保険組合	東京都
301	山口県自動車販売健康保険組合	山口県
302	山善健康保険組合	大阪府
303	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
304	ヤマハ健康保険組合	静岡県
305	ヤンマー健康保険組合	大阪府
306	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県

307	雪の聖母会健康保険組合	福岡県
308	ユニチカ健康保険組合	大阪府
309	横河電機健康保険組合	東京都
310	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
311	横浜港運健康保険組合	神奈川県
312	横浜ゴム健康保険組合	東京都
313	楽天健康保険組合	東京都
314	ラサ工業健康保険組合	東京都
315	リクルート健康保険組合	東京都
316	ロッテ健康保険組合	東京都
317	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合	東京都
318	早稲田大学健康保険組合	東京都

○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	鳥取県医師国保組合	鳥取県
2	岡山県医師国保組合	岡山県
3	中四国薬剤師国保組合	岡山県
4	岡山県建設国保組合	岡山県
5	広島県医師国保組合	広島県
6	高知県医師国保組合	高知県
7	福岡県歯科医師国保組合	福岡県
8	福岡県薬剤師国保組合	福岡県

事 務 連 絡
平成25年 1 月 24 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

- 1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について
 - （１）被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。
 - ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
 - ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
 - ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

（２）健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を２枚１組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

（３）被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、（２）の方法により行うものとする。

（４）調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1(1)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1(1)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1(2)関連

本事務連絡1(2)において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

・氏名、生年月日 ・連絡先(電話番号等)

・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)

を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

2. 以下の方々については、平成30年10月末までの診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療

② 協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[愛媛県]

今治市 宇和島市 大洲市 西予市 北宇和郡松野町 北宇和郡鬼北町
愛媛県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岡山県]

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市
浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西栗倉村 加賀郡吉備中央町
小田郡矢掛町 岡山県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

高山市 関市 中津川市 恵那市 美濃加茂市 可児市 山県市 飛騨市 本巣市 郡上市
下呂市
加茂郡坂祝町 加茂郡七宗町 加茂郡八百津町 加茂郡白川町 加茂郡東白川村 大野郡白川村
岐阜市 美濃市 加茂郡富加町 加茂郡川辺町 岐阜県後期高齢者医療広域連合
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください）

- ※ いこの免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[京都府]

宮津市(※) 与謝郡伊根町(※) 京都府後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(※)国民健康保険のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[広島県]

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町
安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 広島県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



平成30年7月13日時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[高知県]

安芸市 香南市 長岡郡本山町 宿毛市 土佐清水市 幡多郡三原村 幡多郡大月町
高知県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[鳥取県]

鳥取市 東伯郡三朝町 西伯郡南部町 西伯郡伯耆町 日野郡日南町 日野郡日野町 日野郡江府町
八頭郡若桜町 八頭郡智頭町 八頭郡八頭町 鳥取県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[兵庫県]

豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 赤穂郡上郡町 美方郡香美町 姫路市 西脇市 丹波市
多可郡多可町 佐用郡佐用町 養父市 たつの市 神崎郡市川町 神崎郡神河町
兵庫県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。